



## 新しい和寒町を創る 自律・共生プラン

### 行革元年スタート ～プランの実践パート4～

今月号は行政改革シリーズの第4弾として、自治基本条例についてご説明いたします。近年、自治基本条例を制定する市町村が増えています。この条例は、まちの将来像を見すえた中で、行政、議会、町民がやらなければならないことや町民の権利を町の条例として制定するものです。

町では、現在行政内部で研究・検討を進めているところですが、今後、町民の皆さんのご意見を伺いながら素案を創り、平成20年度の条例施行を目指しています。

## 自治基本条例って??

読んで字のごとく、「自治」の「基本」となる「条例」です。



### ○「自治」とは?

「自」ら「治」めるという意味で、「自分で決めて、自分で行動する。そして、その結果には責任をもつ。」ということをあらわしています。皆さんの家庭や学校、職場などでも普通に行われています。

### ○「基本」とは?

ものごとの「もと」になるものを見定めるのは、たいへん難しいことですが、例えば、「私はあなたの意見には反対だが、あなたがその意見を表明する権利は守る」という信念を持つこと - それも「基本」のひとつです。

### ○「条例」とは?

町が定める自主法で、国が定める「法律」にあたるものです。法律が国会の議決によって成立するように、条例は町議会の議決によって成立します。つまり、条例は町民の代表者(町民も制定を請求することができます)によって決められる町のきまり、約束ごとです。(条例ができるまでの流れを参照ください。)

## なぜ条例にするの?

条例は、町民、議会、町長(行政)が、目的を共有したうえで、その実現のために、それぞれの果たす役割を地方公共団体の最高意志として定めるものです。

「自治」をみんなが守り、永く育てていくためには、「条例」として定めるのがふさわしいといえます。

## 自治基本条例の概念図

現在から将来にわたって、議会・行政・町民が実践しなければならないことや町民の権利

実現

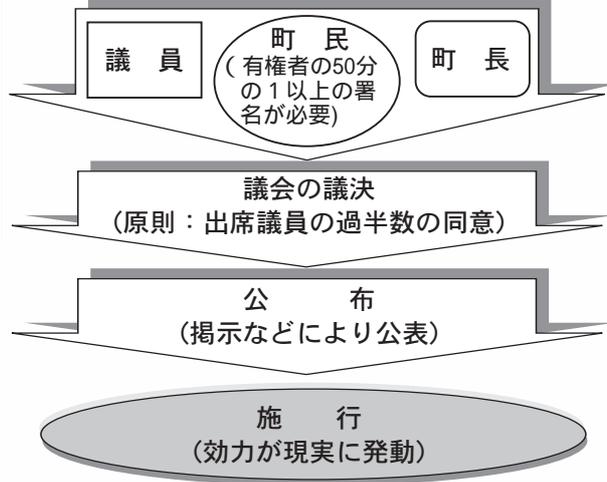
### 自治基本条例

基本理念・基本施策・基本的枠組の定め

具体化

- (1) 住民自治の仕組み
- (2) 自治体に対する町民の信託内容の明示
- (3) 自治体の政策決定の仕組みの整備
- (4) 自治の仕組みを規範化

## 条例ができるまでの流れ



先月号でお知らせした、指定管理者制度移行にあたり、指定管理者の指定を受けることを考えており、制度を詳しくお知りになりたい団体等は、総務課まちづくり推進室までご連絡ください。

※来月号では、自治会移行についての掲載を予定しています。